

R5.5.9 八戸物流フォーラム「物流の2024年問題を考える|

物流分野における適正取引の推進

公正取引委員会事務総局 東北事務所 取引課長 大吉 規之(おおよしのりゆき)

物流2024年問題と適正取引の推進

トラックドライバーの働き方をめぐる現状

- 全産業と比較すると、 年間労働時間は**約2割長く**、年間所得額は**約1割低く**、有効求人倍率は**約2倍**
- 長時間労働の主な要因は、長時間の運転時間、荷待ち時間、荷役作業等

検討の方向性

- 荷主・物流事業者間等の商慣行の見直し
- 物流の標準化やDX・GX等による効率化の推進
- 荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入

※「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」資料2より抜粋

加えて

適正取引の推進(独占禁止法、下請法)

- 物流事業者に不当に不利益を与える行為の禁止(契約にない役務、荷待ち等)
- 労務費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁

物流取引の現状 - 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果[R4.5.25] -

書面調査(荷主30,000名、物流事業者40,000名)&立入調査(荷主19名)



荷主641名に対して、注意喚起文書を送付



◆注意喚起文書の送付先(荷主641名)

食料品製造業	35名
生産用機械器具製造業	31名
化学工業	30名
金属製品製造業、電気機械器 具製造業、輸送用機械器具製 造業、その他	184名
建築材料、鉱物·金属材料等卸 売業	60名
機械器具卸売業	46名
その他の卸売業、飲食料品卸売業、その他	114名
協同組合、総合工事業、その他	141名
	生産用機械器具製造業 化学工業 金属製品製造業、電気機械器 具製造業、輸送用機械器具製 造業、その他 建築材料、鉱物・金属材料等卸 売業 機械器具卸売業 その他の卸売業、飲食料品卸売 業、その他

◆行為類型の内訳(737件)

行為類型	件数
不当な給付内容の変更・やり直し	351
支払い遅延	161
減額	92
不当な経済上の利益の提供要請	44
割引困難手形の交付	38
買いたたき	26
報復措置	21
その他	4

2

物流取引の現状 - 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果[R4.5.25] -

◆ 調査で見つかった事例

不当な給付内容の変更・やり直し

- 荷主は物流事業者に対し、10 時間以上の待機をさせたが、待機料金を支払わなかった。(食料品製造業)
- 荷主の指定した配送先に誤りがあったため別の配送先に配送させたが、追加費用を支払わなかった。(道路貨物運送業)

代金の支払い遅延

- 荷主の事務処理遅れが原因で、物流事業者への支払が1か月遅れた。(家具・装備品製造業)
- 荷主は、自社が取引先から代金を収受するのが遅れたことを理由に、物流事業者への支払を遅らせた。(総合工事業)

代金の減額

- 荷主は、毎月の支払額から一律5%減じた金額を支払っていた。(非鉄金属製造業)
- 荷主は、毎月の支払代金に千円単位の端数があった場合、当該端数を切り捨てて支払っていた。(総合工事業)

不当な経済上の利益の提供要請

- 荷主は、物流事業者に対し、通関手続において発生する関税・消費税を立替払いをさせた。(家具・装備品製造業)
- 荷主は、物流事業者に対し、「協力金」との名目で、数万円の金銭を提供させた。(飲食料品卸売業)

買いたたき

- 荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格の物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性がある旨通告し、引上げに応じなかった。(窯業・土石製品製造業)
- 荷主は、物流事業者からの単価交渉の要望を門前払いし、最初(40~50 年前)の契約金額を据え置いている。(設備 丁事業)

◆ コスト上昇 (労務費、原材料、エネルギー等) の転嫁状況 (※商品・サービス数ベース)



転嫁率	受注者回答		3	注者回答		
業種	10~7割	6~1割	0割	10~7割	6~1割	0割
総合公事業	77.6%	17.9%	4.5%	93.4%	6.1%	0.4%
食料品製造業	85.2%	13.4%	1.4%	95.4%	3.9%	0.7%
家具·装備品製造業	78.6%	18.0%	3.3%	94.5%	5.6%	0.0%
パルプ・紙・紙加工品製造業	79.9%	18.1%	2.1%	94.4%	5.5%	0.0%
印刷・同関連業	72.6%	24.3%	3.1%	94.2%	4.8%	0.9%
窯業·土石製品製造業	80.8%	16.2%	3.0%	95.5%	3.1%	1.4%
非鉄金属製造業	79.8%	16.7%	3.4%	97.5%	2.3%	0.2%
金属製品製造業	78.5%	19.2%	2.4%	97.3%	2.2%	0.5%
はん用機械器具製造業	77.9%	18.4%	3.6%	97.3%	2.7%	0.0%
生産用機械器具製造業	78.0%	18.5%	3.4%	97.3%	2.6%	0.1%
業務用機械器具製造業	81.0%	15.4%	3.5%	98.4%	1.4%	0.2%
電気機械器具製造業	81.8%	16.0%	2.3%	95.6%	4.0%	0.3%
輸送用機械器具製造業	69.6%	22.1%	8.2%	91.8%	7.2%	0.9%
放送業	81.8%	9.1%	9.1%	93.1%	5.6%	1.4%
映像・音声・文字情報制作作業	70.3%	21.9%	7.8%	92.8%	5.3%	1.9%
道路貨物運送業	50.0 %	36.5%	13.5%	72.0 %	24.0%	4.0%
各種商品卸売業	86.6%	12.2%	1.2%	94.2%	5.3%	0.4%
飲食料品卸売業	86.2%	12.4%	1.4%	94.7%	4.3%	1.0%
広告業	82.2%	13.7%	4.1%	93.3%	6.0%	0.7%
その他の事業サービス業	62.2%	29.9%	7.9%	89.2%	10.5%	0.4%
各種商品小売業	_	_	_	98.4%	1.6%	0.0%
飲食料品小売業	_	_		95.6%	3.3%	1.2%
上記業種合計	75.6%	20.0%	4.4%	94.5%	4.7%	0.7%



他業種に比べて、 引上げが進んでいない

価格転嫁拒否に関する解釈の明確化

- 労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分 を取引価格に反映しないことは、優越的地位の濫用(又は下請法の買いたた き)として問題となりますか?
 - コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の 場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置 くこと
 - 2 コストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたに もかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相 手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - は、優越的地位の濫用又は下請法違反(買いたたき)として問題となるお それがあります。

物流取引を巡る独占禁止法・下請法の全体像

法 律	対 象	規定
独占禁止法 (物流特殊指定)	荷主	● 禁止行為 支払い遅延、減額、買いたたき等
下請法 (役務提供委託)	元請事業者	●禁止行為 支払い遅延、減額、買いたたき等 ●元請事業者の義務 注文書交付、書類保存、 支払期日(受領後60日以内)の設定等

6

物流特殊指定 一適用対象一

荷主と物流事業者の関係

荷主(特定荷主)		物流事業者(特定物流事業者)
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人含む)
資本金1000万円超3億円以下	→	資本金1000万円以下(個人含む)
取引上の地位が優越している荷主	→	取引上の地位が劣っている物流事業者

対象となる取引

① 荷主が物流事業者に対して直接委託する場合



② 荷主の子会社が物流事業者に対して再委託する場合



物流特殊指定 - 禁止行為 -

代金の支払い遅延

- 荷主は、自社の資金繰りを理由に、あらかじめ定めた支払期日経過後に代金を支払った。
- 荷主は、自社の事務処理遅れを理由に、あらかじめ定めた支払期日経過後に代金を支払った。

代金の減額

- 荷主は、物流事業者と代金引下げを合意したが、引下げ前の発注分まで引下げ代金を適用した。
- 荷主は、「管理事務手数料」として代金の額に一定率を乗じて得た額を代金から減じた。
- 荷主は、自己の顧客から単価を引き下げられたことを理由に、物流事業者に支払う代金を減じた。

買いたたき

- 荷主は、物流事業者と十分に協議することなく、自社の予算を基準にして一方的に代金を決定した。
- 荷主は、個々の物流事業者の事情を考慮せず、一方的に従来の代金から一律・一定率で代金を引き下げた。
- 荷主が配送頻度を増やすよう物流事業者に要請したため、物流事業者が配送頻度の増加に伴う代金引き上げの見積書を提出したが、荷主は、物流事業者と十分な協議をすることなく、代金を据え置いた。

物の購入強制・役務の利用強制

- 荷主は、物流事業者に対し、自社の発注担当者を通じて、取引先が販売する季節商品を購入させた。
- 荷主が、物流事業者に対し、自ら指定するリース会社とトラックのリース契約を締結するよう要請したところ、物流事業者は既に同等の性能のトラックを保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、荷主は契約締結を再三要請し、当該契約を締結させた。

8

物流特殊指定 -禁止行為-

割引困難な手形の交付

● 荷主は、物流事業者に対し、期間125日の手形を交付した。

不当な経済上の利益の提供要請

- 荷主は、物流事業者に対し、物流事業者の利益との関係を明らかにすることなく、自社の主催するイベントの開催のための協賛金を提供させた。
- 荷主は、物流事業者に対し、自社の倉庫に保管してある荷物の仕分け作業や梱包作業を無償で行わせた。
- 荷主は、物流事業者に対し、荷物の積み下ろしのための待機時間に、他の物流事業者が運送した荷物の積み下ろし作業を無償で行わせた。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- 荷主は、物流事業者に対し、運送の委託を直前に取り消したにもかかわらず、物流事業者が当該運送の手配に要した費用を支払わなかった。
- 荷主は、自己の都合を理由に、配送先を変更したにもかかわらず、変更に伴い必要となる物流事業者の費用を支払 わなかった。

要求拒否に対する報復措置

● 荷主は、物流事業者に対し、協賛金の提供を要請したところ、これを拒否されたことから、そのことを理由として取引の 量を減らした。

情報提供に対する報復措置

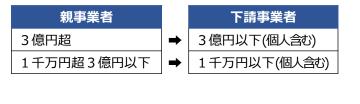
● 荷主は、物流事業者が公正取引委員会に対して減額したことを知らせようとしたことを理由として、取引を停止した。

下請法(下請代金支払遅延等防止法) 一 適用対象 一

対象となる取引

物流事業者が、請け負った運送・保管業務の全部又は一部を再委託すること

資本金区分





※物流特殊指定と下請法の両法に該当する場合は、下請法を優先的に適用

10

下請法(下請代金支払遅延等防止法)<u>一義務と禁止行為</u>一

親事業者の義務

物流特殊指定(独占禁止法)にはない規定

- ●発注書面の交付
- ●書類の作成・保存(2年間)
- ●下請代金の支払期日(受領後60日以内)を定める
- ●下請代金の支払遅延に係る遅延利息(年率14.6%)の支払い

親事業者の禁止行為

- ●受領拒否
- ●支払遅延
- ●減額
- ●返品
- 買いたたき
- ●購入強制・利用強制

- ●報復措置
- ●有償支給原材料等の対価の早期決済
- ●割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

今後の取組みと業界への期待

- ◆ 公正取引委員会の今後の取組み
 - 厳正な法執行(命令、警告、勧告など)
 - 「荷主と物流事業者との取引に関する調査」→ 立入調査の拡大
 - 価格転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施 → 調査規模の拡大
 - 重点的な立入調査
 - 事業者・業界団体への周知・要請
 - 相談・情報収集

◆ 事業者・業界団体への期待

荷主・物流事業者の双方において、

- 適正な価格転嫁の実現など取引適正化の重要性の認識の共有や取組の周知徹底
- 法遵守状況の自主点検を含むコンプライアンス体制の実効性の確保

12

相談・申告窓口のご案内

	相談	022-225-7096 (公正取引委員会東北事務所 取引課)
物流特殊指定	€ 申告・ 事件調査	● 022-225-8421 (公正取引委員会東北事務所 第一審查課) 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会 事務総局 東北事務所 第一審查課 https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html
下 請 (相談・		
フリーダ	イヤル	(不当な下請明) ゼロゼロ 110番 0120-060-110
情報提供フォー	ム(匿名可)	https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html

詳細情報

(1)

https://www.jftc.go.jp/



パンフレット等

